第1回流山市市民参加推進委員会 議事録(概要)

- 1 日 時 令和3年4月30日(金)午前10時00時~
- 2 場 所 流山市役所 第1庁舎3階 庁議室
- 3 出席委員 吉永委員、和田委員、秋山委員、宮本委員、 坂井委員、高山委員、羽田野委員、竹井委員
- 4 欠席委員 無
- 5 傍聴人 2名
- 6 事務局 斉藤課長、川名課長補佐、安達係長

7 議題

- (1) 正・副委員の互選について
- (2) 諮問について
- (3) 今後のスケジュール
- (4) その他
- 8 議事内容

仮議長

ただいまから、流山市市民参加推進委員会を開催する。

本日の出席はただいまのところ全員出席である。よって定足数に達しているので、会議は成立していることを報告する。

初めに、議題(1)「正・副委員長の互選」を行う。

<委員長、副委員長を選出>

事務局

それでは、委員長に議長をお願いする。

<市長から市民参加推進委員会(委員長)へ諮問>

<市長、部長退席>

事務局

本日2名の方から本委員会を傍聴したい旨の申し出があった。

本委員会は、「流山市審議会等の委員の選任及び会議の公開等に関する指針」 第9条に基づき、会議は公開となっていることから、傍聴を許可したので報告す る。

なお、傍聴者に対しては、「会議開催中は、発言を控え、静穏に傍聴すること とし、拍手その他の方法により、賛否を表明しないこと。」等傍聴時の遵守事項 を事務局から説明させていただき、傍聴者に了承いただいたことを付け加えさ せていただく。

委員長

それでは議題(2)「諮問について」事務局から説明する。

事務局

諮問についてであるが、新任の委員もいることから、まずは市民参加推進委員 会の設置経緯及び趣旨概要等について説明する。

流山市の市民自治による、まちづくりのための原則や制度などの基本ルール を定めた「流山市自治基本条例」というものが平成21年4月に施行された。

この自治基本条例の第16条において、「市民等の市政への参加の手続、その 他必要な事項を定める」となっており、そうした事項を定めた「流山市市民参加 条例」が平成24年10月に施行された。

そして、この条例を実効性ある制度とするため、また、条例の運用に関する評価・改善のための提案などを行う附属機関として、「市民参加条例」第23条に基づき、平成24年12月にこの「市民参加推進委員会」が設置されたものである。

なお、これまでに「市民参加条例の運用に関する評価及び改善について」の答申を市に7回提出いただいている。

また、本委員会は、市民参加の手法についての評価・改善・見直しのための提案などを行う附属機関ですので、事業内容についての指導はできない。事業担当課は、これから行う事業について、本委員会からの意見を参考に市民参加の手法を再度検討、実施されるものである。

以上が、本委員会の設置経緯と趣旨概要である。

諮問趣旨については、市民参加条例の運用に関する評価及び改善についての 審議については、市からの諮問に対し審議を行っていただくこととなるが、今年 度については、先ほど市長から提出された諮問「市民参加条例の運用に関する評 価及び改善について」に対するご審議を頂き、評価に加えて改善点や意見等を答 申として提出いただく形となる。

今年度は昨年度に続き、令和3年度、令和4年度の2年間でご審議していただ きたい。

特に昨年提出した建議の内容を踏まえた審議をしていただきたい。 以上が諮問についての概要である。

委員長

事務局からの説明について、ご意見、質問等がある方は挙手願う。

A委員

令和3年度~令和4年度の市民参加推進委員会の審議フロー(案)のとおり進めていくのか。

事務局

その通りである。

先にスケジュールについて説明させていただきたい。

今後の具体的なスケジュール等としてこれから、事務局として(案)を提示させていただく。昨年度提出いただいた建議では、「市民参加制度の運用ルール見直しについて」、「業務の効率化」、「市民の市政に対する参加意欲醸成の取り組みについて」の3点について指摘をいただいている。この点を踏まえ市としては次のように改善を検討している。

「市民参加制度の運用ルール見直しについて」は、過去の事例や他市の状況から見て、対象事業を明確化する。市民参加の手法において、具体的な実施までのスケジュール期間等を明文化、マニュアル(例)を検討する。

「業務の効率化」は、職員アンケートから判明した市民参加は負担という考え方から脱却し、市民参加は政策形成過程で必要なことということを再認識してもらうため市民参加の業務負担を簡素化させる方法を検討する。あわせて、従来実施していた市民参加推進委員会による市民参加実施担当課への個別評価について、各課の市民参加の実施水準の向上及び業務負担を減らすため、相対事後評価とし、個別ヒアリングを廃止する。そして優れた事業に対して市民参加の手続等については全庁に共有するためヒアリングを行う。

「市民の市政に対する参加意欲醸成の取り組みについて」は、市民参加推進委員会から実働隊として条例に基づく「部会」やプロジェクトチームの結成を検討し、市民の意識醸成について議論ではなく実践にて検討したい。また、過去に実施した啓発リーフレットの再作成や広報ながれやまの特集記事を活かして、市民参加について啓発を進めたい。

以上を踏まえて、今年度は第2,3回で令和2年度事業の評価等を議論、第4,5回で条例の運用改善等について議論いただく。令和4年度については必要に応じて部会等を検討いただくなど、答申をいただければと思う。

委員長

補足で説明させていただく。

市民参加推進委員会の主な仕事は、条例に基づいて市民参加の取り組みを 色々な市の部署がしっかりと行っているかどうかを評価している。加えて、改善 案や実質的な市民参加のために必要なことを議論した結果が先ほどの改善の話 である。

ご質問がある方どうぞ。

B委員

市民参加の運用ルールはどこにあるか。

事務局

実際の担当課向けへの案内をコミュニティ課で作成している。

B委員

では、今回はその案内を改善するということか。

事務局

そうである。

C委員

それは市民向けではなく、内部の資料であり、条例で定まっているものではないという解釈でよいか。

事務局

その通りである。

C委員

その部分をこの委員会でより良い運用ルール等を検討しているものである。

D委員

ここの運用ルールとは、市の内部でどのような事業を市民参加の対象にする のかである。その案内を見直すという解釈で間違いないか。

事務局

その通りである。

B委員

事前にいただいた資料を読んだが、市民参加手続きの手法が統一されておらず、運用ルールが明確ではないと感じた。

委員長

以前から議論してきた内容であり、条例で2つ以上の手法を選択することが 定められており、どれを選ぶかは担当課に任せられている結果、齟齬が起きてい る。その事業に対して選択した手法が適正のかヒアリングを行い、評価してきた。

E委員

手法とおっしゃっていたが、担当課向けの案内にはどのような事業が市民参加を行うのかという内容も示しているのか。

委員長

事業の選別についてということか。

E委員

そうである。

事務局

市民参加条例の対象になるかどうかは示している。その中で2つ以上の手法 を選択している。その際、どの手法を選択するかのルールができれば、各事業に 即した市民参加手続きの手法を選択出来るのではないかと去年まで議論してき た。そこで内部向け案内をより効率よくしていく所存である。

A委員

これまでの委員会を踏まえ、前年度は市民参加手続きの手法等について答申 や建議で意見を述べた。今年度は市長からお話があったとおり、評価だけでなく 改善すべき点など意見を述べていくことになると思う。

D委員

前年度の建議を踏まえた改善になっていると思うが、市としての回答はあるのか。

また、対象事業を明確化するための基準はこの委員会で検討するのか。部会の 結成も検討するとウエイトがあり、今のスケジュールで間に合うのか。

委員長

基本的な仕事は評価である。加えて去年までに議論したことをどれくらい行うか。

C委員は既にZoomを活用した講座を実施したがどうだったか。

C委員

4回ほど実施しており、その結果をどうプロジェクトチームに活かしていくかについては、お話しさせていただきたい。

委員長

この後お話をお願いする。

事務局

D委員からご質問のあった建議に対する市の回答はあるのかについて、市と しての考えは出させていただく予定である。

運用ルールの見直しや業務の効率化については、一から作成するものではなく、現状のものの具体的改善案を事務局から提案させていただいて審議していただく。

委員長

本日いただいた審議フローについて(案)を議論すればよいか。

事務局

本日はそこまで踏み込まなくてよいと考えている。

委員長

では、本日は2年間で主にどのような仕事をしていくかの確認である。スケジュールは審議フローについて(案)のとおりで、主な仕事内容は、対象事業の評価及びヒアリングであるため、その説明を事務局に願いたい。

事務局

まずは、建議で指摘のあった3点について取り組んでいく。その中で事務局から具体的な案を出させていただくため、御審議いただきたい。

本日は、昨年度実施した事業の評価とは別に、今後の市民参加手続きにおける 運用改善を図るために実施するヒアリングの対象とする事業を抽出していただ きたい。現状の案としては1事業25分程度のヒアリングを考えている。

委員長

対象事業は5事業で、社会福祉課、消防総務課、環境政策課、子ども家庭課の 資料を見たうえで、実際にヒアリングを行いたい事業を抽出するのが本日の作 業である。

A委員

質問だが、1事業25分程度とのことであるが、何事業抽出するのか。

事務局

5事業すべてでも構わないが、模範的な事業や気になる事業を抽出していた だきたい。

A委員

もう1点、事前に各課にメールで質問するのは可能か。

事務局

可能である。

委員長

従来であれば全事業評価ヒアリングをしていたが、評価のヒアリングを廃止 し、その時間を他のことに使うという趣旨でよいか。

事務局

その通りである。

C委員

1つ提案がある。新たに委員になられた方にこれまでの検討経緯や議論の前提となる言葉の定義等がわかる資料を作成し、同じ理解度で議論出来るようにするべきである。そうでないと継続委員のみで議論が進んでしまう。

今年度の目標などを達成するために委員がどのようなことをするべきかを議 論していかなければ検討が始まらないと思う。

差し支えなければ私が資料の案を作成し、委員の皆様に確認していただき、お 渡ししたい。

委員長

是非お願いしたい。

D委員

本来は事務局の仕事ではないか。

事務局

C委員のご指摘はありがたい意見である。 新たな委員の対応に関しては事務局で行う。

C委員

市民参加は市民と行政が一緒に行う協働であるため、私から資料作成を提案させていただいた。

事務局

事務局で作成する際にC委員や他の委員の意見等を踏まえ一緒に資料を作成したいと思う。

また、時間の許す範囲で勉強会等についても検討したい。

C委員

是非一緒に作成したい。事務局の検討案等も共有したいと思っており、現状に 関する同じ認識を持てればと思う。委員と事務局で協働して資料を作成してい きたいが、時間的制約もあるため、まずは私が意見を取りまとめた案を作成した いと考えている。

D委員

C委員と事務局で新任委員に共有したい情報が異なるのではないか。

C委員

私としては、新任委員に限らず、これまでの参加者の中でも認識の異なる部分があると考えている。その認識の違いをすり合わせることも必要である。

D委員

その認識のすり合わせは、何を検討するためのものか。

C委員

今期の市民参加推進委員会における目的、目標及びその目標を達成するために何をすべきかについて検討するためである。今回、事務局から提示された案をそのまま実行するのかについても考えたい。

副委員長

そもそも、新任委員が困惑しているのは手元に市民参加条例の資料がない為 ではないか。

B委員

手元にはある。

副委員長

そうであれば問題ない。

A委員

C委員の言うように、新任委員が加入しても問題なく委員会を継続していけるような基本的なマニュアル等を作成すべきである。

来期以降、委員が入れ替わっていくことも考慮すると、今後の委員に向けた引継ぎ作業も、この2年間における委員の使命と感じている。

D委員

マニュアルの具体的な内容が分からない。市民参加推進委員会の今までの経緯をまとめたようなものか。

委員長

今の状態になったのは最近のことである。それ以前は業務が確定しており、マ ニュアルが必要なかった。

A委員

当初は事業内容を確認し、ヒアリングを行ったうえで、評価を行うだけであった。しかし、段々と業務が付け加わったことで煩雑化し、新任委員が何をすればよいか分からない状態になってしまっている。

委員長

当初のほうが事務局の説明が分かりやすかったのは、業務が単純化されていたためである。

B委員

議論は、5つの事業に対してヒアリングを行うか否かということから始まっているという理解でよろしいか。

委員長

その通りである。

B委員

継続委員は、例えば3つ目の事業で、なぜ審議会が開かれずパブリックコメントと意見交換会のみで市民参加となっているのかについて、過去の議論から理解しているのではないか。過去の経緯をまとめるという話もあったが、前回までの対応方法の説明があれば、それを受けてコメントすることは可能である。

また、市民参加に対して何を求めており、それに基づいてどの事業を市民参加の対象としているかが不明である。対象事業の選定に審議会が設けられておらず、市民参加とは何なのか分からない。

これら2点に関して、過去の経緯をもとに説明されれば、わざわざ資料作成というコストをかける必要はないと考える。

C委員

あくまで個人的な見解ではあるが、市民参加とは何かを明確に答えられる人はおらず、またそれぞれ市民参加の認識は異なっていると思う。当委員会における市民参加の理解を固めなければ、議論は進まないと感じる。

このことに関しては過去2年間議論してきたところであり、これまでの議論 の経緯を含めて共有することで、新任委員にもご納得いただけるのではないか。

委員長

C委員から指摘のあった点も含め、議論が深まってきている部分がある。当委

員会では、当初は技術的なことをしていた。情報公開はしっかり行われていたか、パブリックコメントを集められたのはなぜか、工夫があったのではないかなど内容ではなく手法の妥当性等、手続きに限定した評価をしていた。前回から市民参加の本質論の議論が出始めたところである。

ここは議会ではないため、施策の内容の是非に関する議論には立ち入らず、あくまでも市民参加のために用いられた手法等をこれまで検討してきた。事務局の提示している段取りは、その点で従来通りである。

何か補足等はあるか。

事務局

市民参加推進委員会は、市民参加条例に基づいて設置されている。「どこまでが市民参加か」についても、条例と規則に位置づけられており、条例第5条において、市民参加手続きの対象について明記されている。また、どのような手続きが必要かについても条例と規則に記されている。

「審議会が設けられていない」などの疑問が先ほど挙げられたが、条例上、「複数の方法」となっており、審議会以外の方法を複数実施することもある。

手続きを完了した市民参加対象事業について、条例及び規則に則り、適切に行われたかについての評価と改善に対する意見を示してほしいということが諮問の趣旨であり、あくまでも市民参加推進委員会には、この諮問に対する答申をいただきたいということである。しかし、条例には「建議」についても規定されており、必須ではないが2年間にわたり評価をいただく中で、更なる運用等に対する議論が活発化した際には、建議していただくことも可能な仕組みであるとご理解いただきたい。

委員長

基本としては補足の通りである。業務内容は本来決まっているが、意欲的に取り組む中で、提案したい内容等が多くあり、更なる提案の部分が年々増大している。前回は改善の提案等が多く出てきたため、建議として答申以外の内容を提出したところである。

D委員

今回は、ヒアリングを行う対象事業の抽出を行うという予定だったと認識しているが、まだ資料に十分に目を通せていないのが現状である。対象事業の内容等といった前提知識なしに、ヒアリングの対象とする事業の抽出を行っても良いのだろうか。

前回までのように全事業を対象にヒアリングを行うのではなく、事業に応じて必要な事業にのみヒアリングを行う方法でよいかということについて、まず本日は決定したい。

D委員

前期から抽出を行っていなかったか。

A委員

前期は、メールで事前に意見を募り、それに対する答えを受けて、ヒアリングを行う対象を選定していた。

D委員

私もそのように記憶している。初回にいきなりヒアリング対象事業の抽出を 行うようなことは、これまでなかったはずである。

A委員

資料に目を通したうえで、それぞれの対象事業について疑問に感じた点をすべて出すことを行っていた。

委員長

今期は前期に比べ対象事業の数が異なっている。前期は対象事業の件数が多かった。そのため、議論を詰めて行わなければならないということで、急いで抽出を行ったような覚えがある。

副委員長

前期は市長からの委嘱がない継続2年目であったため、事前にメールを送る ことが出来たが、今回は市長からの委嘱があってから業務が開始する年なので 事前には何もできなかったと認識している。

事務局

ヒアリングを行う対象事業の抽出に関しては、いずれにしても初回で決められるべき内容ではなかった。その点に関しては、申し訳ない。

委員長

意見がなければ全ての事業についてヒアリングを行うことにして、メールで

ヒアリングが必要かどうかの意見を募るということにしてはどうか。

事務局

そのような形で行いたいと思う。

D委員

それに関連するが、資料としてパブリックコメントの検索番号を頂いているが、それ以外の審議会やアンケートの結果など目を通したほうが良いと思われる情報については一覧にして提供していただきたい。

またパブリックコメントが0件だった事業があり、件数情報だけでは評価が難しいため、パブリックコメントを募集する際に出した掲示文等の資料についても同様に提供していただきたい。

事務局

委員の方が資料を探しやすいような形で提供したいと思う。

話は戻るが、C委員や他の委員からもご指摘のあった当委員会における議論の経緯については、本日お配りした資料に「これまでの市民参加推進委員会への諮問及び答申・建議経過」というものがあり、平成25年度からの内容をまとめている。

C委員が想定しているものや、新任委員にとって分かりやすいものではないかもしれないが、この資料において答申と建議の内容のみではあるものの、議論の経過を示しているところである。

委員長

当委員会の設置当初においては、市の担当課職員も市民参加条例について理解が浅く、市民参加条例に即した手続きが行われるよう改善を求めることが多くあった。しかし、活動を続ける中で市職員の理解も深まり、担当課の手続きも改善されてきたため、前回から当委員会の活動内容も変えるべきではないかという議論が出てきた。そのような経緯から、今回は状況が複雑化してしまった。

また、市長からもパブリックコメントの件数などを形式的に評価するのではなく、きちんと市民が参加できているかという内実を評価してほしいというコメントがあった。そのため、件数等にそこまで拘泥する必要はない。

議事進行に支障が出てしまったが、この件についてはどのように対応することとするか。

先ほどの委員長によるご提案の通り、まずはメールを用いて、ヒアリング等に関する意見収集の案内を行うこととしたい。そこで、ヒアリングの希望や、ヒアリングの有無に関わらず各担当課に質問したい内容などについて委員にご回答いただき、こちらで意見の集約を行ったうえでフィードバックを行いたい。そのような対応でよろしいか。

委員長

基本的には書面調査であり、書面調査の内容に基づいてヒアリング対象の提 案を行うということか。

事務局

昨年の抽出作業と同じ手順で考えている。事前に書面によるアンケートで委 員の意向調査を行い、それに基づいてヒアリングを行う事業を決めていくこと としたい。

委員長

次に「評価シートについて」の内容に移りたい。

D委員

資料に記載のある「相対事後評価」とはどういったものか。

事務局

これまでの議論により、各担当課においても市民参加手続きについて理解が深まり、どの事業においても一定の基準はクリアしているものと考えられる。そのため、悪い部分を洗い出すのではなく、より良い部分を共有していくことを目的として、相対評価を提案した。それを踏まえて作成したものが、今回の資料として配布した評価シート案になる。また評価基準については別紙にて作成し、評価シート案の後ろに付している。

こちらについても、本日お渡しした資料に目を通していただいたうえで、後日 また改めてご検討願いたい。

委員長

評価シートを使って、5つの対象事業の評価を行う。評価は、評価基準の書面に基づいて行う。ヒアリングが必要な場合は、ヒアリング後に最終的な評価を行う。評価は作成後、事務局にメールで送付する。そのような認識でよいか。

その通りである。

委員長

これが基本的な業務ということになる。

D委員

評価シートの形式が、前年度までの形式から大きく変更されている。総合評価があったり、A評価の中にもプラスやマイナスなどがあったりしていたと記憶しているが、それらの変更の意図等について説明願いたい。

A委員

総合評価がなくなったというより、それぞれの対象事業ごとにシートが分かれていたものが、5つの対象事業すべてが1つのシートにまとめられたものに変更されている。

委員長

このあたりについて、事務局から説明願いたい。

事務局

変更された点には、AからDまでの評価からAからCの評価に変更された点と、総評欄がなくなっている点がある。

D委員

プラス・マイナスの表記もなくなっている。

A委員

加えて、各対象事業 1 枚ずつだった評価シートが、全対象事業で 1 枚になった 理由についても伺いたい。

D委員

それについては、評価の簡略化と相対的な評価の行いやすさが目的であると 認識しているが相違ないか。

委員長

意図としては簡略化ということで間違いないか。

簡略化は意図している。

D委員

審議フローについての案において「相対事後評価」というキーワードが挙げられていたことから、今回から相対評価に変更されたものと認識したが、間違いないか。

事務局

相対評価を案として挙げていることは事実である。

D委員

私は今回の評価シート案等は、相対評価に即したフォーマットで作成された ものと解釈している。

事務局

評価シート案等については、詰め切れていない部分もある。今の段階で、相対 評価を行うにあたって改善すべき点などがあれば、ご指摘願いたい。

D委員

前期までも相対的に評価をしている面がなかったわけではないが、今回の評価シートを用いると評価における相対的な傾向が一層強くなると思われる。相対事後評価を行うために意図して作成したものとは思うが、そうであれば、その意図等をご説明いただく必要がある。

事務局

前提として、各担当課において市民参加手続きが、一定程度、適切に行われる 情勢ができてきた。 Dランクの評価を受ける担当課はなくなった。

D委員

その内容についての議論は、前期である程度は決着がついている。

事務局

前期の議論を受けて、対象事業の中で特に優れていた事業を明らかにすることが、より今後のためになるのではないかという観点から、絶対評価ではなく相対評価を行うことを前提して、今回は一覧形式の評価シート等を案として作成

したところである。

D委員

相対評価で良いのかについては疑問である。対象事業ごとに市民生活への影響の大きさなどは異なっており、それに伴い、市民参加手続きの必要度の評価も変わってくる。このように内容が異なる事業を相対的に評価してよいものだろうか。

副委員長

それぞれの「相対評価」の認識にズレがあるのではないか。「相対評価」の解釈には、完全に相対的に評価し優劣を明らかにするというものと、他と比較を行いながら検討を行うというものがある。今回は後者の解釈が想定されており、絶対評価をもとに比較検討による相対評価を加味するために、一覧形式の評価シート案が作成されたものと認識している。

希望として、一覧形式で作成するのであれば、各対象事業に番号を振り、対象 事業名と担当課について事務局で記入済みものを配布願いたい。そのように作 成すれば、総評欄も追加できるのではないか。

また、第1回目で突然に評価シート案等を提示されると混乱が生じるため、委 員がしっかり内容を検討できるよう配慮いただきたい。

D委員

こだわるが、「相対事後評価」という言葉については修正願いたい。

副委員長

「相対」という言葉が誤解を生んでいるように思う。

D委員

個人的には誤解ではないように思う。作成者の意図としては、相対評価を意識したのではないか。

副委員長

本来、想定されていた内容は相対評価ではなかったのではないか。

事務局

内容について詰めきれていなかった部分があったため、確認をして、改めて委 員に周知したい。

A委員

「令和3年度~令和4年度の市民参加推進委員会の審議フローについて(案)」について、「個別ヒアリングを廃止する」という記述があったが、その点について説明願いたい。

事務局

評価のためのヒアリングは行わない、ということである。

E委員

「個別ヒアリングを全事業に対して行うことはしない」という意味で、このように書かれたのではないか。表記に少し問題があったのではないかと思う。

事務局

その通りである。ヒアリングを全く行わないという意味ではない。

A委員

そうであれば、やはり、表現の仕方が違うのではないかと感じる。

事務局

ヒアリングを全く行わないと捉えられかねない表現であった。

委員長

業務負担を減らすために抽出を行う、ということでよろしいか。

事務局

ヒアリングを全く行わないのではなく、本当に必要な事業だけに限るという ことである。ただし、5つの対象事業すべてでヒアリングが必要であれば、当然 すべての対象事業についてヒアリングを行う。

委員長

意図としては、建議の内容を反映させることである、ということは理解できる。 時間となったため、次回の日程を決定したい。

事務局

次回の委員会は6月を予定しており、当委員会は基本的に金曜日に開催としていることから、6月18日(金)の午前中を予定している。

A委員

その日は都合がつかない。

C委員

同様に都合がつかない。

A委員

6月の金曜日で都合がつくのは25日のみである。

事務局

他の委員は25日で問題ないか。

D委員

午前中であれば問題ない。

事務局

それでは次回は25日に開催ということとしたい。会場の場所等も含め、また 改めて案内を行う。

C委員

時間は午前中ということでよいか。

事務局

本日と同様に午前10時から予定している。会場等の都合で時間が多少前後 する可能性もあるため、正確な時間については確認を行ったうえで改めてご連 絡する。

委員長

次回は何を行うかを簡単に確認したい。

事務局

次回はまず、ヒアリング対象事業の抽出と評価シートに関して、事前にメールを用いて委員から意見聴取を行うため、その内容を共有する。また、その内容を踏まえ、ヒアリング対象の抽出や各担当課への質問内容等について具体的に検討していきたい。

委員長

実際のヒアリングは11月から行うということでよろしいか。

D委員

ヒアリングは9月からではないか。

委員長

9月はヒアリング対象事業の抽出ではないか。

事務局

あくまでも案であるため、9月にヒアリングが行える状況になれば、9月でも 構わない。

次回は、対象5事業すべてを評価するにあたって、どの事業をヒアリングの対象とするか、ヒアリングの対象としない場合にどのような内容の質問をするかを共有し、9月に実際に抽出等を行うという流れを考えている。

また、それまでに本日ご指摘のあった評価シート等の扱いや市民参加手続き に関する資料情報の一覧等についてもご案内差し上げたい。

委員長

次回は、今回の継続審議という位置づけでよいか。

事務局

その通りである。

D委員

スケジュールの確認であるが、3回目までに対象事業の評価は終え、4、5回目で条例の運用や全体に関する改善案等について検討するという認識でよろしいか。

事務局

現時点では、その予定である。

委員長

時間は読めないが、可能であれば提案のあった部会についても話をしたい。 また、C委員には現在までの経緯や状況について、次回ご報告いただきたい。

C委員

事務局のご意見を伺いたい点がある。広報ながれやまを用いた市民参加の推進についてであるが、今回は時間が過ぎているため、委員会終了後に個別に相談させていただく。

委員長

次回、その内容について報告願いたい。

C委員

具体的な提案の形にして持ってきたいと思う。

B委員

事務局に二点、要望がある。

一点目として、資料を配布する際には、まず初めに各資料の概略を説明願いたい。特に当日に配布された資料は、その場で目を通すことが難しいため、配慮願いたい。

二点目としては、各資料に番号を振っていただきたい。そのほうが、議事進行が効率的に行えるのではないかと思われる。

事務局

承知した。

委員長

以上で本日の議題を終わりにする。